

オーファン化防止対策 予算額：29百万円

著作物等の利用円滑化には、著作物等がオーファン（権利者不明）化しないようにすることも重要。創作者側が二次利用の可能性を認識できるような環境整備を行う。

- ✓ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究【R2】
- ✓ **個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステムの構築【R3】**

管理事業者に権利行使の委託を行っていない**個人クリエイターの楽曲を利用する際、「権利者の連絡先がわからず利用できない」**といった利用者の声や、**「楽曲を利用してもらいたいが、管理事業者に権利を預けず自己管理したい」**といった権利者の声もあることから、個人クリエイターの実態やニーズ調査結果を踏まえ、個人クリエイターの権利情報を集約し、利用を円滑化するためのシステムを構築する。

オーファンワークスに 関わる許諾環境の整備 予算額：10百万円

オーファンワークスとなる著作物等は、著作権者が亡くなり権利が相続されている場合や、会社の倒産等により権利帰属が不明となっている場合が多い。

将来の利用可能性を考慮した契約の整備や、**著作権に詳しくない者が相続した場合の支援等**を進めることで、死蔵されかけている著作物の利用円滑化を図る。

- ✓ **著作権契約書作成支援システムの構築【R2~4】**

著作物の創作又は利用を職業としない人々が簡単に契約書を作成できるよう**契約書のひな形を半自動作成**するシステムの構築を行う。

- ✓ **終活・相続のためのガイドラインの作成【R4】**

相続者が参考にできるような著作権の問題について整理するほか、著作者が**自己管理していた著作権について死後の管理方法を考える**きっかけとなるようなガイドラインを作成する。

死蔵されかけている
著作物等の利用
円滑化により、文
化の振興に貢献

それぞれの課題に対するアプローチ

利用したくても
権利者が誰かわからない
・見つからない

権利者を探し出しても
権利処理が
上手くいかない

連絡が見つからない場合の最終手段
裁定制度が使いにくい

裁定制度の利用円滑化 予算額：10百万円

諸外国においてもオーファンワークスになってしまった著作物等の利用を可能とするための取組が課題となっている。その中でも我が国の裁定制度は、商業利用が可能、著作物等の種類に制限がない等、諸外国の対応の中でも先進的な制度となっている。

これまで制度の見直しや運用改善を行ってきたが、従来より要望が寄せられている以下のような事業を実施し、より利用円滑化を推進する。

- ✓ **補償金額シミュレーションシステムの構築【R2~4】**

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な**利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することで事前に補償金額の目安・範囲を算出**できるシステムを構築する。

目的

著作物の流通推進にあたっては、管理事業者が管理する著作物だけでなく、個人クリエイター等が自身で管理している著作物の利用円滑化も必要である。そのため、散在している個人クリエイター等の権利者情報をデータベースに集約していく仕組みを構築することで、権利処理を円滑に行っていく。

現状

- 令和元年度まで行ってきた「コンテンツの権利情報集約化等に向けた実証事業」は、著作物の適法利用を促進することを目的に、より効率的に多くの情報を収集するため、JASRAC等の著作権等管理事業者が保持している楽曲の権利情報等を「基本データベース」に集約した。
- これにより、世の中で広く利用されている、いわゆるメジャー楽曲（市販のCD、配信音源）の権利情報をカバーできると見込んでいる。
- ただし、放送事業者等が楽曲の利用許諾を得る際、管理事業者に権利行使を委託していない個人クリエイター等（いわゆるアウトサイダー）については許諾を得るのが困難なため、個人クリエイター等の楽曲は放送番組等で使われにくい。

成果目標

- 個人クリエイター等の著作物をオープン化させないために、基本データベースを活用し、個人クリエイター等が自主的に権利情報を登録するためのインセンティブや、利用者が検索しやすくなるための仕組みを構築し、権利情報の集約化を図る。
- これにより、これまで散在していた個人クリエイター等の楽曲利用が促進され、音楽の著作物の利用円滑化が図られる。

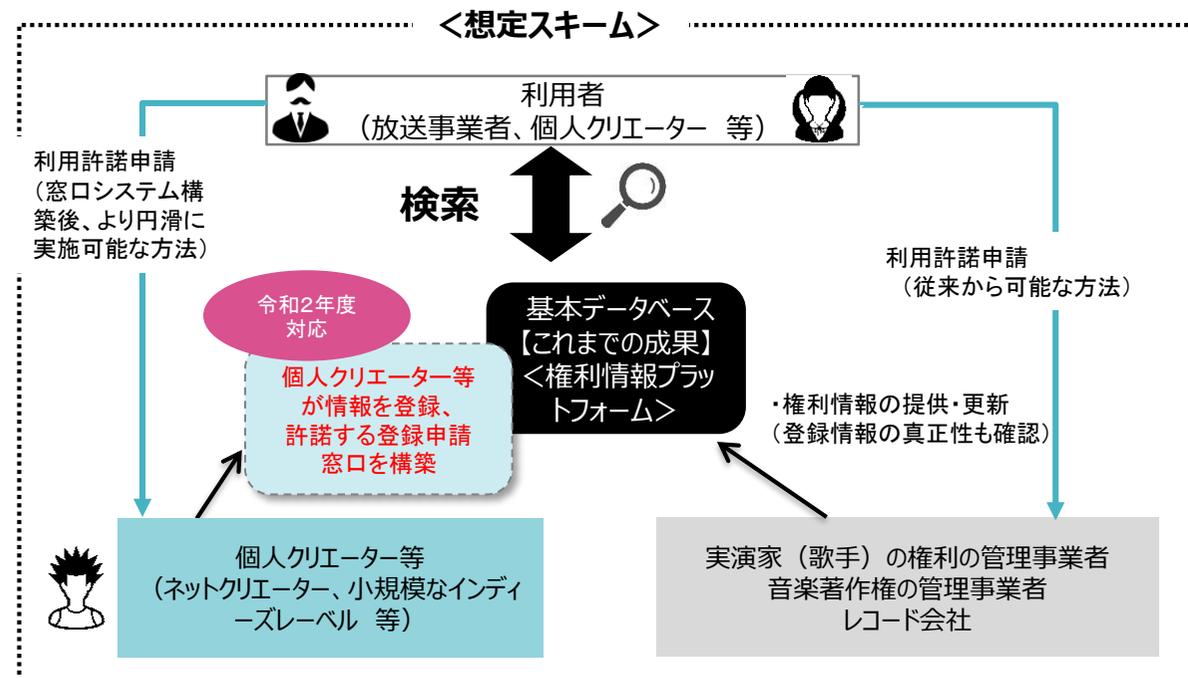
◇個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステムの構築◇

□ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のための調査研究（令和2年度）

- 前年度までの実証を踏まえ、個人クリエイター等の実態や放送事業者の楽曲利用におけるニーズについて、調査・報告を行う。
- 上記報告を踏まえ、有識者（権利者団体、権利処理プラットフォームの運営主体等）による検討委員会を設け、具体的な登録システムの仕様や機能について検討を行う。

□ 個人クリエイターの権利情報集約化及び利用円滑化のためのシステムの構築（令和3年度）

- 前年度の調査研究結果を踏まえ、基本データベースを搭載した権利者情報プラットフォームに、個人クリエイター等の情報の登録機能を付加。
- 構築した登録システムについては、試験運用を行い、利用者からのフィードバックを求める。



目的

著作権の相続や譲渡等に伴い権利処理が困難にならないよう、将来の利用可能性を考慮した契約書のひな型の整備など、著作権に詳しくない者が契約を行いたい場合の支援等を進めることにより、著作物の利用円滑化を図る。

現状

- **1億総クリエイター時代の到来**により、著作権に詳しくない者の著作物利用・著作権移転等のニーズがますます高まる中、簡単に著作物利用・著作権移転等ができる**環境の整備は喫緊の課題**。
- 著作物の創作又は利用を職業としない者が**著作物を利用する際**には、トラブルを避けるために適切な契約手続を行うことが必要であるが、専門的知識がない等の理由により、契約書を作成することはハードルが高いため、誰でも**簡単に契約書を作成できるような環境を整備**する必要がある。
- 現在の契約書作成支援システムは、ソフトウェアの問題により、**令和2年末での提供終了の見込み**となっており、また、契約書の内容についても、SNSにおける利用等の**ニーズの変化に対応することが求められている**ため、新しいシステムの構築が重要。

成果目標

- 著作物の創作や利用を職業としない者による契約をサポートし、知識・経験不足等で「わからない」ために許諾しない・されないという場面を減らす。
- 契約書作成支援システムの利便性測定指標を用い、効果的な普及や利便性向上等を図ることにより、著作権作成支援システムへのアクセス数を増やす。

◇契約書作成支援システムの構築◇

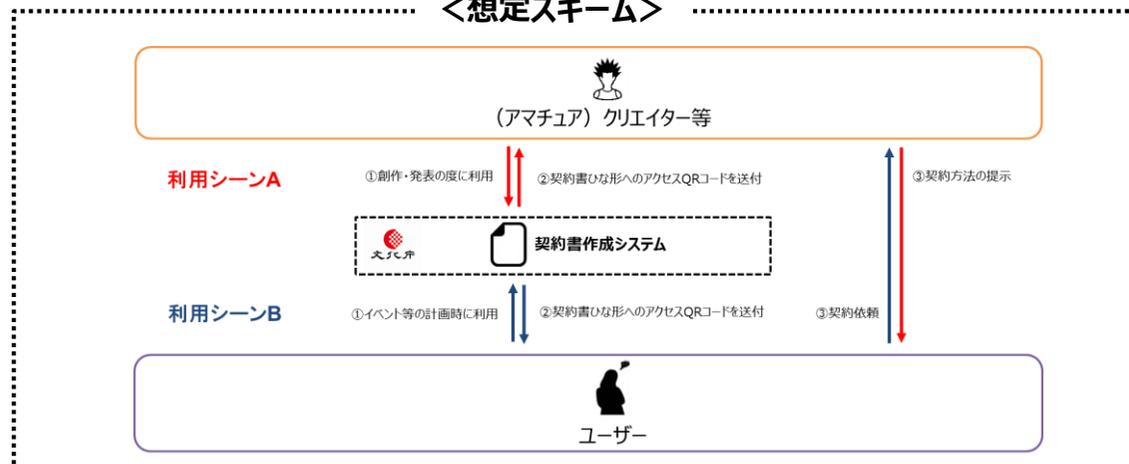
□ 契約書作成支援システムに関する調査研究（令和2年度）

- 本事業では、著作物の創作又は利用を職業としない者が簡単に契約書を作成できるよう、令和4年度までに、契約のひな形を半自動作成するシステムの構築を行う。
- 令和2年度は、上記システム構築に際して必要な、現行システムの課題と改善策の整理や、今後の適切なシステムの在り方について調査研究を行う。
- 特に、下記の4点を重点的に調査する。
 - 契約書ひな形の検討（対象とする個別具体的なケースや、契約書の法的整合性等）
 - クリエイターやユーザーのアクセシビリティを高める方法の検討
 - 契約書作成支援システムの利便性を測る指標（KPI）の検討
 - 上記を踏まえた、契約書作成支援システムに必要な機能の検討

□ 契約書作成支援システムの構築（令和3年度～令和4年度）

- 令和3年度は、調査研究の結果を踏まえたシステムを構築した上で、ユーザーにとって利便性の高いシステムとなるよう、ユーザーの意見を取り入れながらシステムの改善を図る。
- 令和4年度は、設定されたKPIを管理しながら、システムの改善を進めていく。また、システムの普及、利用促進のための発信等を行う。

<想定スキーム>



目的

過去の利用実績等や管理団体の使用料を分析し、利用者が具体的な利用方法（利用態様、数量、期間等）を入力することにより、事前に補償金額の目安・範囲を算出できるシステムを構築し、裁定制度の活用の推進を図る。

現状

- 裁定制度を利用する際、**申請者にとって負担となっているのが、補償金額の算出根拠を示すこと**であり、これにより申請手続が煩雑となり、申請から利用までの期間が長期化することから、利用を断念するケースが多々発生している。（例：過去に出版された書籍を電子書籍として復刊したいが、補償金額がいくらになるか試算の目安が立たず、社内の企画会議でアイデアを通せず、裁定申請を行えない等）

補償金算出根拠例（小説の節が掲載され、試問題を、過去問題集に収録して販売するケース）

本体価格2,30円 × 印税率5%（翻訳利用は2.9%） × 発行部数8,900部 × 著作物の利用割合0.9%（著作物の使用ページ数 ÷ 総ページ数） × 消費税 = 補償金額2,33円

- 文化庁ではこれまでの裁定実績を管理蓄積しているため、これを基に**ニーズの高い著作物や利用方法については、ある程度、類型化した算定方式を作成することが可能**と考えられる。
※年間の裁定件数は約50件ほど（令和2年度は48件）、相談件数は年100件以上で、潜在的な制度の利用ニーズが見込まれる。

成果目標

- 補償金の算定根拠となる算定方式が類型化されることで、利用者が申請の際の参考にして、申請手続の負担が軽減されることにより、裁定制度の活用が一層推進される。

◇ 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築 ◇

□ 裁定補償金額シミュレーションシステムの構築（令和2～4年度）

- 令和2年度においては、シミュレーションシステムの算定式の設定を行うために、これまでの裁定実績データや、既存の著作権等管理事業者の持つ各種著作物の使用料の分析を行い、**類型化された算定方式の導き出し**を行う。
- その上で、**システム構築に必要な仕様や機能についての調査研究**を行う。
- 令和3年度においては、上記調査研究の結果を基に実際のシミュレーションシステムを構築し、試験運用を開始する。
- 完成したシステムについては、文化庁のWEB上において維持管理を行い、以後、新しい申請ケースが一般化してきた際には、類型化の算定方式の更新を行うなど、システムの改善を実施する。

